

専修大学サテライトキャンパスに関する利用規程

(目的)

第1条 この規程は、専修大学（以下「本学」という。）の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」を達成するための一環として、教育研究施設の充実を図るために設置するサテライトキャンパス（以下「サテライト」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用目的)

第2条 サテライトは、次に掲げる場合に利用することができる。

- (1) 本学が主催して行う行事、業務等のために利用する場合
- (2) 本学の教員による研究会、講演会、講座等のために利用する場合
- (3) 本学の学生によるゼミ等の発表、展示等のために利用する場合
- (4) その他、本学がその利用を特に認めた場合

(利用資格者)

第3条 サテライトを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他、本学がその利用を特に認めた者

(利用時間)

第4条 サテライトの利用時間は、原則として次のとおりとする。

平日及び土曜日 午前10時から午後7時まで

- 2 夏期期間及び冬期期間における利用時間については、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学は、必要があるときは、サテライトの利用時間を別に定めることができる。

(利用の許可)

第5条 サテライトを利用しようとする者は、本学の許可を受けなければならない。

(利用の申込み)

第6条 前条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げるサテライトの利用区分に応じ、当該各号に定める期間内に所定の利用申込書を総務部庶務課に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号の規定による利用 利用希望日の属する月の1日の6箇月前から2箇月前の日の前日まで
- (2) 第2条第4号の規定による利用 利用希望日の属する月の1日の2箇月前から利用希望日の10日前まで

(利用責任者)

第7条 前条の利用の申込みに当たっては、利用責任者を定め、これを利用申込書に記載しなければならない。

2 利用責任者は、サテライト施設の利用全般について責任を負うものとする。

3 本学の学生がサテライトを利用する場合には、本学の教職員を利用責任者としなければならない。

(利用調整)

第8条 同じ利用時間帯に複数の利用の申込みがあった場合その他特別の事情がある場合には、本学は、その利用目的及び重要度その他の事情を勘案して、利用の許可について調整をすることができる。

2 前項の調整があった場合においては、当事者は、その調整結果に従わなければならない。

(利用許可書)

第9条 第5条の規定により利用の許可を受けた者には、利用許可書を交付する。

(利用許可書の提出)

第10条 前条の利用許可書は、その利用の当日、サテライトの受付に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 サテライトを利用する者(以下「利用者」という。)は、サテライトの事務職員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可された場所以外に無断で立ち入らないこと。
- (2) 施設に特別な設備を施さないこと。
- (3) 掲示等は、指定された場所以外にしないこと。
- (4) 備品等を移動した場合は、利用後、必ず原状に復すること。
- (5) 騒音等により、他の施設利用者に迷惑をかけること。
- (6) 飲食、喫煙をしないこと。
- (7) 商業活動をしないこと。
- (8) その他、許可された目的以外での利用をしないこと。

(許可の取消し)

第12条 本学は、サテライトの利用許可後又は利用中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用許可を取消し又はその利用を中止させることができる。

- (1) その利用が本学の行事その他本学の業務に支障を来すおそれがあるとき。
- (2) 本学が緊急にサテライトを利用しなければならない必要が生じたとき。
- (3) 利用者が前条各号に定める遵守事項に違反したとき。

2 前項の利用許可の取消し又は利用の中止に当たっては、利用者は、異議又は損害補償を申し立てることができない。

(利用料等)

第13条 本学の教職員及び学生以外の者がサテライトを利用する場合は、別表に掲げる利用料及び附帯設備料並びにこれらの消費税に相当する額（以下「利用料等」という。）を納入しなければならない。

2 利用料及び附帯設備料は、利用目的等によって、減免することができる。

3 既納の利用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料等の全部又は一部を返還することができる。

(1) 不可抗力によって利用できなくなったとき。

(2) 利用日の3日前までに利用中止を申し出て、本学が承認したとき。

(3) 前条第1項第1号又は第2号の規定により本学が利用の許可を取り消したとき。

4 利用料等は、本学の指定する銀行口座に振込むものとする。

(原状回復又は損害賠償)

第14条 サテライトの施設、設備、備品等を滅失し、又は汚損したときは、その者は、総務部庶務課に届け出るとともに、速やかに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 本学は、前項の規定による滅失又は汚損が不可抗力その他やむを得ない事由によるものと認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(事務所管)

第15条 サテライトの利用手続その他の事務の所管は、総務部庶務課とする

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、常勤役員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

サテライトキャンパス利用料及び附帯設備料

単位：円

施設	利用料	附帯設備料				
		冷房料 (1日)	冷房料 (半日)	暖房料 (1日)	暖房料 (半日)	清掃料
スタジオA(54名)	3,300/時間	2,200	1,300	1,700	1,000	2,000
スタジオB(24名)	3,000/時間	2,000	1,200	1,000	600	2,000
多目的ホール	7,600/時間	4,000	2,400	3,000	1,800	3,000